

平成 28 年第 1 回小城市議会臨時会提案理由  
(平成 28 年 2 月 10 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 28 年第 1 回小城市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第 1 号及び議案第 2 号の専決処分の承認を求めることについてでございます。

これまで、平成 28 年 1 月 1 日から個人番号の利用が開始される番号法の施行に伴いまして、地方税分野におきましても個人番号等の利用における、各税目の個別手続き等について、関係する条例の改正を行ってきたわけでございます。このたび、平成 28 年度税制改正大綱において、一部の手続きにおける個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことを受けまして、関係条例の改正を行ったものでございます。

議案第 1 号 小城市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございますが、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義

務者等の負担を軽減するため、税務関係書類のうち、申告等の主たる手続きと併せて提出されると考えられる一定の書類について、納税義務者等の個人番号の記載を不要としたもので、今回の改正により「市民税の減免」及び「特別土地保有税の減免」について、小城市税条例に規定する減免を受けるための申請書の記載事項から個人番号を削除するものでございます。

議案第2号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例でございますが、先の12月議会でご審議、可決いただいた国民健康保険税の減免申請書の記載事項に個人番号を追加する条例を廃止したものでございます。

以上の2議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年12月28日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に議案第3号 工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

平成26年度社会資本整備総合交付金事業（仮称）まちなか市民交流プラザ整備事業に伴う建築工事につきましては、追加工事に伴いまして、当初契約金額の

「13億9,860万円」を「14億2,620万9,120円」に変更するため、小城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、今臨時会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。